【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年７月２日
【会社名】	三浦工業株式会社
【英訳名】	MIURA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役　社長執行役員CEO　宮内 大介
【本店の所在の場所】	愛媛県松山市堀江町７番地
【電話番号】	(089)979-7045
【事務連絡者氏名】	経営企画室長　宮栄 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪２丁目15番35号　三浦工業株式会社東京支店
【電話番号】	(03)5793-1031
【事務連絡者氏名】	上席執行役員　東日本事業ブロック長　小野 巧
【縦覧に供する場所】	三浦工業株式会社東京支店 (東京都港区高輪２丁目15番35号) 三浦工業株式会社大阪支店 (大阪府東大阪市西石切町７丁目５番１号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

2019年６月27日開催の当社第61回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年６月27日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

１．期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金19円

総額　　2,138,900,053円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　5,000,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　5,000,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

当社の事業内容の多様化及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）の目的事項を一部変更するものであります。

第３号議案　監査等委員である取締役以外の取締役８名選任の件

監査等委員である取締役以外の取締役として、髙橋祐二、宮内大介、西原正勝、武知教之、森松隆史、兒島好宏、米田剛、樋口建史の８名を選任するものであります。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役として、原田俊秀、山本卓也、佐伯直輝、安藤吉昭の４名を選任するものであります。

第５号議案　監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

役員報酬制度の見直しの一環として、当社の監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案	942,543	72,422	13	（注）１	可決　(92.13)
第２号議案	1,014,874	95	13	（注）２	可決　(99.20)
第３号議案				（注）３	
髙橋祐二	993,317	21,651	13		可決　(97.09)
宮内大介	996,582	18,188	211		可決　(97.41)
西原正勝	1,007,366	7,602	13		可決　(98.46)
武知教之	1,009,942	5,027	13		可決　(98.72)
森松隆史	1,010,087	4,882	13		可決　(98.73)
兒島好宏	1,010,087	4,882	13		可決　(98.73)
米田剛	1,010,087	4,882	13		可決　(98.73)
樋口建史	1,013,161	1,808	13		可決　(99.03)
第４号議案				（注）３	
原田俊秀	1,001,770	13,198	13		可決　(97.92)
山本卓也	981,341	33,628	13		可決　(95.92)
佐伯直輝	1,002,293	12,676	13		可決　(97.97)
安藤吉昭	1,010,491	4,478	13		可決　(98.77)
第５号議案	988,838	24,971	1,473	（注）１	可決　(96.63)

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上